

児童生徒の就学すべき学校の指定変更取扱要領

平成19年7月12日

学校教育法施行令第8条の規定による川崎市立小学校及び中学校の児童生徒の就学すべき学校の指定変更の取扱については、法令に定めのあるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 就学すべき学校の指定変更を認める相当の理由

指定を受けた就学すべき学校の指定変更を認める相当の理由は、次の各号に掲げる事由に該当する場合とする。

- (1) 小学校又は中学校（以下「学校」という。）の最終学年に在籍する児童生徒が従来住所地を通学区域とする区域以外の通学区域（以下「区域外」という。）に転居した後、卒業まで従来の学校への就学を希望する場合。
- (2) 小学校第5学年又は中学校第2学年に在籍する児童生徒が区域外に転居した後、運動会若しくは修学旅行等行事が終了するまで又は卒業まで従来の学校への就学を希望する場合。
- (3) 学期途中で区域外へ転居した児童生徒が学期末まで（夏季休業終了後に転居した場合は学年末まで）従来の学校への就学を希望する場合。
- (4) 児童生徒が、次学期内に区域外に転居することが確実なため、次学期当初から転居先の住所を通学区域とする学校への就学を希望する場合。
- (5) 既に兄弟姉妹の一人又は数人が区域外の学校に就学している場合で、当該区域外の学校への就学を希望する場合。
- (6) 児童生徒が心身の障害による通学上の負担を軽減するため、区域外の学校への就学を希望する場合。
- (7) 児童の登校又は下校若しくは下校後の生活に保護を要する場合で、その保護を行うため区域外の小学校への就学を希望する場合。
- (8) 就学すべき学校が著しく遠距離にある場合、又は、交通の危険がある場合等、当該児童生徒にとって通学が著しく困難な場合。
- (9) その他、児童生徒又は家庭等の特別な事情により教育的配慮等を必要とする場合。

2 就学すべき学校の指定変更の手続き

児童生徒の就学すべき学校の指定変更を希望する保護者は、次に掲げる手続きを行うものとする。

- (1) 保護者は、別に定める「就学学校の指定変更申請書」を区長に提出するものとする。
- (2) 区長は、就学学校の指定変更の申請があったときは、指定変更の可否を決定し、その結果を別に定める「児童生徒の就学すべき学校の指定変更について」により、保護者へ通知するものとする。

附則

- 1 この要領は平成19年8月1日から実施する。
- 2 平成5年6月18日制定、就学すべき学校の指定変更取扱要領は、平成19年7月31日をもって廃止する。
- 3 この要領は、令和4年2月4日から施行する。